

令和7年度 第1回長浜市手話施策推進会議 会議録

○日 時：令和7年7月11日（金）午後1時30分～午後2時40分

○場 所：長浜市役所 2階 2-A 会議室

○出席者：

【委員】高梨座長、石川委員（代理：石川佳寿美氏）、宮川委員、松井委員、岡野委員、
落合委員、新村委員、平井委員（計8名）

【傍聴者】なし

【事務局】健康福祉部：伊藤次長、小嵯管理監（しょうがい福祉課長）
しょうがい福祉課：柴田課長代理、三家自立支援係長、多賀主幹

【手話通訳】辻手話通訳士、滋賀県立聴覚障害者センター1名

○内 容：以下のとおり

1 開 会

- ・開会の挨拶（健康福祉部次長）
- ・会議の公開：昨年に引き続き公開とすることを委員に諮り、異議がないことを確認した。

2 議 題

(1) 令和6年度の取組状況及び令和7年度の計画について

<資料説明>

- ・事務局から資料1に基づき説明。

<質疑応答>

○委 員：

- ・条例制定イベント以降、大規模なイベント開催予定がない。規模が小さくても、聞こえる人と聞こえない人が触れ合うイベントを継続して開催した方がいいのではないか。

○事務局：

- ・条例制定時には周知を図る意味で大規模イベントを実施したが、それ以降、計画はない。その一方で、手話奉仕員養成講座などでは、手話を第一言語とする人たちと参加者が直接触れ合う環境にある。

○座 長：

- ・イベントについては、単独開催にこだわらず、広報誌や国スポ・障スポとの連携など、より多くの人への周知方法を工夫いただきたい。

○委 員：

- ・意思疎通支援者派遣の185回の内訳（個人の依頼件数）を教えてください。
- ・今の派遣状況が市内の手話を第一言語とする人々の人数に対し十分であるか、当事者である委員の意見を聞きたい。

○委員：

- ・二人の子どもがいるが、学校関係で手話通訳をお願いしたい時、学校から手話通訳を手配してもらおう。小学校と中学校で日程が重なると困る。そうした場合でも対応できるように手話通訳を増やしてほしい。

○事務局：

- ・個人の依頼件数は約 170 件。市の手話通訳士 1 人で対応できない場合は委託の通訳士（者）に依頼している。委託の手配もスムーズであり、今のところはまだ対応できているという認識である。

○座長：

- ・手話通訳士の数に対応できる上限になってしまう。そのため、手話通訳派遣の潜在的なニーズが表面化せず、遠慮して依頼を諦めるケースが存在する可能性もある。今後は、通訳士を外部に委託するなど、市職員が通訳士をコーディネートする体制を構築する方向で検討を進めるべきではないか。

○委員：

- ・他の自治体にある「登録通訳制度」が長浜市に無く、専任手話通訳士 1 人への負担が大きいと感じるが、市での登録通訳制度を導入する予定はないか。

○事務局：

- ・地域の状況と手話通訳の需要と供給のバランスも見極めながら、市にとって最適な制度を模索しているところであり、他市の事例も含めて幅広く検討していく。

○座長：

- ・潜在的な需要が表面化しないことをもって「足りている」と判断することは、福祉の原則に反すると感じている。
- ・滋賀県や周辺自治体と情報交換を行い、協力体制を構築し、各自治体が独立して全てを担うのではなく、連携して取り組むことを検討していただきたい。

○委員：

- ・長浜に暮らしているので、長浜の聴覚障害者の役に立ちたいし、市専任の手話通訳士を助けたいと思っている。

○座長：

- ・4月に開催された小中学校への出前講座の関係者情報交換会には、この会からも多くの方が出席いただいた。その後の取組はいかがか。

○委員：

- ・小中学校への講座は2学期からスタートするので、まだ具体的な動きはない。

○委員：

- ・小中学校への出前講座に関して、令和7年度の具体的な依頼が少ない。

○委員：

- ・出前講座について、具体的にはまだ依頼はないが、例年通り学校からの要望を聞き取って対応する予定であり、社会福祉協議会が間に入る形は変わらない。

○座 長：

- ・先ほど学校における通訳依頼の話が出ていたが、通訳依頼の手順について、利用者から学校、学校から市役所というルートはあるのか。

○事務局：

- ・学校の懇談会など、必要に応じて学校から市に依頼がある。子どもが小学校と中学校にいる場合などは、小学校と中学校で日程を調整するなどの対応もしている。

○委 員：

- ・手話奉仕員養成講座や学校への派遣は元々あった取組であり、条例制定後、市が新たに開始し、継続的に取り組んでいる施策は何かあるのか。

○事務局：

- ・条例制定後、市として「手話への理解促進と普及、機運醸成」を重点的に取り組んでいる。
- ・令和7年度は「企業内人権啓発」の一環として、従業員10人以上の企業228社に条例内容や合理的配慮、出前講座のPRなども行っている。企業を訪問するにあたり、市職員自らがその内容を学習する必要もあり、波及効果も大きい。
- ・資格取得支援として、前回の会議では補助金制度の創設の話もあったが、資格取得のボトルネックはお金ではない。楽しさややりがい、その人にとっての意味付けなど、気持ちの部分が多い。市ではその気持ちの部分に寄り添った施策を進める。手話奉仕員養成講座において「手話のススメ」を配布し、学習意欲の醸成を図っているのも条例をきっかけとした取り組みの一つである。

○委 員：

- ・市職員へのワンポイント手話講座が目標12回に対し、令和6年度に2回しか実施できていない理由は何か。市役所全体として、条例を推進する側としての姿勢に疑問を感じる。

○事務局：

- ・市職員向け講座は各職場の要望に応じて実施する形を取っている。健康福祉部では朝礼などで日常的に手話に触れる機会を設けている。人事異動を通じて、健康福祉部で学んだ職員が他部署に異動することで、全庁的に手話への理解が広がる効果もあると考えている。

○座 長：

- ・手話を使用しやすい環境の構築のための施策は、市職員だけでなく、一般の小規模事業所（従業員10人以下の飲食店等）にも広げるべきであり、今後の検討課題であると感じる。

○委 員：

- ・まず市の職員が手話理解のモデルとなって率先して取り組むことが、手話の普及啓発に繋がりがしやすいのではないか。

○委 員：

- ・小中学校へのアプローチについて、「子どもの意欲に沿う」だけでなく、市がカリキュラムを示し、全学年で年に1回程度手話を学ぶ機会を設けるべきである。

○事務局：

- ・国の法律施行により、学校教育に関する項目が幅広く規定されたことを踏まえ、今後はより大きな視点で取り組みを検討する必要があると考えている。

○委員：

- ・小学校の教科書が2年前に変更され、以前は4年生だけだったが、5年生の国語の教科書に点字と手話の教材が掲載されている。これにより、4年生と5年生で毎年福祉教育に触れる機会が持てるようになっている。

○座長：

- ・教科書掲載内容を踏まえ、しょうがい福祉課と教育指導課が連携し、学校教育の中で手話学習を重点的に取り組める可能性があるのではないか。
- ・「しゅわとも」のインタビュー記事（警察官の事例）は非常に良い事例であり、小学校の授業などで教材として活用することを検討してはどうか。

(2) 手話に関する施策の推進に関する法律について

<資料説明>

- ・事務局から資料2に基づき説明。
- ・市町村が策定する障害福祉計画（市の場合は「長浜市しょうがい福祉プラン」）に手話に関する事項を反映することとなった。市のプランの見直し（令和9年度から）の作業は、令和7年度後半から開始予定である。長浜市手話言語施策ロードマップも上位計画である当該プランに包含される流れとなる。
- ・市は、法律の趣旨を踏まえ、引き続き条例に基づいて施策を進めていく。

<質疑応答>

○座長：

- ・国の法律と市の条例ではレベルの違いがある。特に「基本的施策」の項目（人材確保、調査研究、国際交流など）は、市だけで全てを担うのは困難であるため、国や県との役割分担を検討する必要がある。

○事務局：

- ・国県市それぞれの役割があり、市は基礎自治体として住民に寄り添った施策を実施する考えである。

○座長：

- ・今後、県や周辺自治体との情報交換を通じて、協力体制を構築し、連携して取り組むことを検討いただきたい。

○委員：

- ・私たちろう者の方々が互いに協力していかないといけない。ろう者の間で本会議の内容が共有されているのか。

○委員：

- ・聴覚障害者協会の月例会議で、本会議の内容は共有している。しかし、本会議が当事者の意見を吸い上げる場としては不十分であり、意見を言うだけで終わっているため、市と当事者が協力して施策を進めていく場が必要であると感じている。
- ・会では、高齢者が多く、若い人が少ない。ホームページに資料が載っているが、ホームペー

ジの資料を見ることはない。

- ・会での情報共有として、昨年の夏に警察官の女性を招いて詐欺防止の学習会をした。今後はマイナンバーの学習会や防災の学習会をしたいと思っている。

○座 長：

- ・市は条例推進と意見吸い上げを別々に考えるべきで、聴覚障害者やろう者が多く出席する場を別途設け、直接意見を聞く機会を設けることも必要ではないか。
- ・条例周知だけでなく、施策が的を外さないように当事者意見も反映して行ってほしい。

3 閉会

- ・閉会の挨拶（健康福祉部管理監）

以上